

DVDコピーガード (東京地裁判決H25.2.13)

裁判所ウェブサイト

当事者 原告

- 原告は、平成12年4月に設立された特定非営利活動法人日本ビデオアルバム協会。
- 具体的な収益事業としてはDVDのコピーガードに関する事業等。
- Bは、ソニー株式会社に勤務するとともに、原告設立時の代表理事であったが、その後退任し、平成24年1月再び代表理事に就任した。

当事者 被告

- 被告会社は、平成16年12月に設立された有限会社EA創研。
- 光ディスクのコピーガードの開発、販売等を目的とする会社。
- 被告Aは、被告会社の設立時から、その代表取締役を務めている。被告Aは、ソニー勤務時にBの後輩であったが、平成10年3月、ソニーを退職し、アースアテンド株式会社に入社した。
- アースアテンドは、被告Aの父親が代表取締役であり、主としてフッ素樹脂やゴムの部品加工を業とする会社。

事案の概要

- 原告の主張
- DVDのコピーガード技術に関し、別紙技術内容2記載の技術(以下「本件技術内容2」という。)が原告の営業秘密である。
- 「DVDコピーガードの実施に関する仮覚書」(以下「本件仮覚書」という。)の解除後も、被告会社が本件技術内容2を不正使用してコピーガード専用プログラム(ソフトウェア)及び専用DVD-Rディスクを製造・販売しているから、不正競争防止法2条1項7号に該当する。

- 被告らに対し,
- ①不正競争防止法3条1項に基づく差止請求として, 別紙物件目録記載1及び2のプログラムの使用等及び同目録記載3の商品の製造等の禁止を求めるとともに,
- ②㊦被告会社につき不法行為, 不正競争防止法4条(同法5条1項又は2項による損害額の推定)又は秘密保持合意の債務不履行,
- ④㊦被告Aにつき不法行為, 会社法429条1項(同法施行前は平成17年法第87号による廃止前の有限会社法30条の3第1項)又は秘密保持合意の債務不履行に基づく損害賠償請求として,
- 1億2307万9146円の一部である6226万円(附帯請求として訴状送達の日翌日以降である平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金)の連帯支払を求めた事案

- 原告 特許出願
- 原告は, 平成16年10月29日, 発明の名称を「記録媒体」及び発明者をBとして, 特許出願を行った
- その後, 当該出願は, 拒絶査定を受けた後, 平成23年4月1日, 拒絶査定不服審判において, 特許すべき旨の審決がされ, 同年5月20日, 別紙特許目録記載のとおり, 特許登録された。

原告と被告Aとの間の仮覚書

- 原告と被告Aは、平成16年11月、以下の内容で、本件仮覚書を締結
- 1. 特許について独占的使用権の付与
- 2. 共同で事業を推進する
- 3. 実施の制限
- 4. 報告の義務
- 5. 実施料
- 6. 国際特許及び海外での実施
- (7. 略)
- 8. 機密保持
-

- 原告は、平成18年4月3日、被告会社に対し、
- ①本件仮覚書に係るコピーガード技術を原告の承認を得ないでアウトソーシングし、Bの中止要請にも応じなかった
- ②同技術の特許を原告と共同出願すると言いながら類似技術の特許を原告の承認なしに単独出願している
- ③同技術の使用料として外部には高額を請求しているにもかかわらず、原告には一切の使用料・寄付を支払っていない
- として、本件仮覚書を解除する旨の通知書を送付し、その概要は同日中にBから被告Aにメールで伝えられ、上記通知書も、その頃、被告らに到達した。

- その後、B、原告代表代行理事(当時)C、被告Aらは、平成18年4月25日、話し合いの結果、被告会社は、本件仮覚書に違反したことを認め、国際特許出願を取り下げ、使用料を支払うこととし、原告と被告会社は新たな契約を締結する方針を確認した。
- しかし、原告と被告会社との間で、新たな契約が締結されることはなかった。

争点

- (1) 本件技術内容2が原告の営業秘密であるか(争点1)
- (2) 被告会社が本件技術内容2を使用したか(争点2)
- (3) 不正競争防止法3条1項に基づく差止請求の成否(争点3)
- (4) 被告らの損害賠償責任の有無(争点4)
- (5) 損害額(争点5)

本件技術内容2が原告の営業秘密であるか(争点1)

- ①DVD-Rの空きディスクに事前加工を施して、プリフォーマットディスクを作成し、
- ②事前加工箇所にダミー映像を挿入することを可能とする専用プログラム(ソフト)を使用して、ダミー映像で事前加工箇所が2度書きされることにより読取不可領域を形成し、複製困難なDVDを作成する技術
- 全体としてBが開発
- 平成18年1月頃までに原告に対し譲渡
- 原告が本件技術内容を保有する

本件技術内容2の有用性
本件技術内容2の1(5)、同2(2)について争いあり

- 技術内容2の1(1) ディスクに読取不可領域を設けること、読取不可領域を設けるために上書き可能なプリフォーマットディスクを事前に作成すること
- 技術内容2の1(2)及び(3) プリフォーマットディスク作成のためにアイ・オー・データ機器社製のレーベルウォリアという描画ソフトが組み込まれたDVDドライブを利用すること
- 技術内容2の1(4) アイ・オー・データ機器社製のDVDドライブの描画機能の「書き込み設定」の数値を調整する際の適切な濃さや回転速度、線色の特定すること
- 技術内容2の1(5) 読取不可領域の設置位置を●(省略)●とすること及び読取不可領域の●(省略)●で算出すること
- 技術内容2の2(1) ダミー映像を●(省略)●すること
- 技術内容2の2(2)時間経過が分かるようにダミー映像から時間軸が読み取れるようにすること

本件技術内容2の1(5)の計算式の有用性について

- レーベルフォリオには、本件技術内容2の1(5)の計算式によることなく、任意の直径でDVDのディスクと同心円の真円を描くための機能がある。しかしながら
- ●(省略)●の値を、レーベルフォリオの画面上で直接入力すれば、目的の描画を行うことができることが認められるから、本件技術内容2の1(5)の計算式を使用すれば、上記機能を使用した描画と比較して、容易に任意の直径でDVDのディスクと同心円の真円を描くことができる。また、本件技術内容2の1(5)の計算式は、レーベルフォリオの仕組みやDVDの直径についての知識がなければ導出できない内容である。
- そうすると、本件技術内容2の1(5)の計算式は有用性があると認めるのが相当であるから、本件技術内容2の1は有用性がある。

本件技術内容2の2(2)の有用性

- 被告らは、本件技術内容2の2(2)について、ダミー映像に時間軸を入れなくても、マスターデータ作成時に、メニュー画面プログラムやメインコンテンツの容量が確認できれば、加工済DVDに上書する際に必要なダミー画像の容量と適正な位置を割り出すことができ、メニュー画面プログラムやメインコンテンツが誤って加工済DVDの読取不可領域に上書きされる可能性を排除できるなどと主張する。
- しかしながら、証拠によれば、ダミー映像に時間軸が読み取れるパターンを設けると、読取不可能領域とダミー映像とのディスク上の位置関係がより簡単に把握できることが認められる²²。
- そうすると、本件技術内容2の2(2)は有用性があると認めるのが相当

本件技術内容2の非公知性について

- ・被告らは、レーベルフォリオでは、ヘルプ画面にデータ記録面に画像を記録することも可能である旨の記載があるとして、レーベルフォリオを使用して●(省略)●が可能であることは公知である旨主張する。
- ・しかしながら、レーベルフォリオを使用して●(省略)●できることが公知であったとしても、本件技術内容2の2の専用プログラムを適用することを前提として、プリフォーマットディスクの製造のために●(省略)●することが公知であったとはいえないから、本件技術内容2の1(1)～(3)は非公知であると認められる。
- ・また、被告らは、プリフォーマットディスク製造のために、同心円状の描画を行なって読取不可領域を設けることは、公開特許公報(特開2006-48891)の請求項4に「…」との記載があることから、既に公知であり、プリフォーマットディスクの記録面を丁寧に確認すれば、原告の主張する位置に一本の線が描画されていることは判別可能であるなどと主張する。
- ・しかしながら、技術内容2の1(5)において、●(省略)●で定められるものであるから、たとえディスク記録面の描画が分かったとしても、●(省略)●で決定される読取不可領域の位置が公知であるとはいえない上、描画機能に使用する計算式が公知であることをつかがわせる事情は見当たらないから、本件技術内容2の1(5)は非公知であると認められる。
- ・さらに、本件技術内容2の1(4)についても、公知であることをつかがわせる事情は見当たらないから、本件技術内容2の1(4)は非公知であると認められる。
- ・そうすると、本件技術内容2の1は非公知である。

- ・被告らは、DVDディスクにダミー映像が記録されていることは、「DVDシュリンク」等を使用すれば、誰でも容易に認識できる旨主張するが、そのような分析手段によらなければ探知できない情報は公知であるとはいえない。
- ・また、被告らは、「シャロック」では、ガードマザーディスクを作成するのにマスターディスクのデータに●(省略)●を埋め込んでいることが明らかにされているとして、マスターデータを作成するための専用プログラムが●(省略)●ことは公知である旨主張する。
- ・しかしながら、マスターディスクのデータに●(省略)●を埋め込んでいることが明らかにされていても、実際に挿入するデータの内容が●(省略)●であることや、それが読取不可領域を形成する目的であることは把握できないから、専用プログラムが●(省略)●ことが公知であるとはいえないのであって、本件技術内容2の2(1)は非公知であると認められる。
- ・さらに、被告らは、メニュー画面の後に●(省略)●及びそのダミー映像に時間経過が判別可能となるパターンが入っていることは、本件技術内容2によりコピーガードを付したDVDを、リッピングソフトを用いて再生すれば誰でも目視できるなどと主張する。
- ・しかしながら、たとえリッピングソフトで再生したとしても、ダミー映像の時間経過を判別可能とするためにパターンが入っていることが直ちに明らかになるわけではないから、ダミー映像に時間軸が読み取れるパターンが設けられていることが公知であるとはいえない。したがって、本件技術内容2の2(2)は非公知であると認められる。
- ・そうすると、本件技術内容2の2は非公知である。

原告と被告Aとの間の仮覚書

- 原告と被告Aは、平成16年11月、以下の内容で、本件仮覚書を締結
- 1. 特許について独占的使用権の付与
- (略)
- 8. 機密保持
- 乙は甲の持つ技術や情報を甲の了解を得ないで第三者に口外してはならない。
- 同様に、甲は乙の持つ技術や情報を乙の了解を得ないで第三者に口外してはならない。

本件技術内容2の「秘密管理性」について

- 本件仮覚書では、8項において「甲の持つ技術や情報」についても秘密保持の対象とされており、1項の特許出願に係るコピーガード技術に秘密保持の対象が限定されるものではないから、被告らは、本件技術内容2について、秘密を保持する義務を負っていたと認めるのが相当である。
- 本件仮覚書が解除された平成18年4月以降においても、原告は、被告会社が機密保持契約を締結し、年間ライセンス料を支払うべきこと、被告会社の代理店、取次店等が原告と機密保持契約を結ばなければならないこと等を内容とする平成19年3月6日付け「技術侵害に関する改善警告及び請求について」を被告会社に送付し、さらに、営業秘密たる技術を用いて業務を行うことの停止等を求める平成21年3月10日付け「通知書」を被告会社に送付し、これらはいずれもその頃被告会社に到達している。

- これに対する被告会社の応答は証拠上認められないものの、上記各証拠によれば、被告Aは、本件技術内容2について、その帰属を原告が主張して紛争となっており、原告との関係で、その取扱いについて慎重を期すべきことを認識しており、本件技術内容2について原告が秘密として管理しているとの認識があったものと認められ、他に被告らが本件技術内容2の実施に不可欠の範囲を超えて本件技術内容2を開示したとも認められないから、本件技術内容2(ないしその関連技術)は原告において秘密として管理されていたと認めるのが相当である。
- 以上に照らすと、本件技術内容2について、秘密管理性を認めるのが相当である。
- 以上のとおり、原告は本件技術内容2を保有し、本件技術内容2は有用性、非公知性及び秘密管理性が認められるから、本件技術内容2が原告の営業秘密であると認められる。